

Table with 4 columns: 常務理事, 理事, 事務長, 担当者

被保険者証を必ず添付してください
(事実発生の日から14日以内に提出願います)



国民健康保険(被保険者並びに組合員)資格喪失届

太枠内はすべてご記入ください

注意

*この届には、被保険者証を必ず添付してください。
*退職後の被保険者証は、速やかに返却してください。
*被保険者証は、資格喪失日(被保険者でなくなった日)以降は使えません。

Main application form with multiple sections for insured persons, including fields for name, gender, birth date, and reasons for loss of qualification.

Section for the submitter (社労士等) with fields for name and phone number.

Bottom section for branch confirmation and insurance fee handling, including tables for branch confirmation and fee collection.

【個人番号の利用目的について】 当組合は、被保険者の個人番号を、番号法第1の第30項「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」において、適用、給付及び徴収業務で利用します。

裏面の注意事項を必ずお読みください

医師国保の健康保険証は使えません!!

他の健康保険（協会けんぽ等）へ加入・退職・他県へ転出されたなどの場合は、必ず所属の郡市支部（郡市医師会）へ健康保険証を添えて14日以内に資格喪失届をご提出ください。

なお、自動的に資格喪失手続きはされませんので、ご注意ください。

資格喪失日以降に、健康保険証がまだ使用できると思い医療機関等に受診（無資格受診）するケースが増えております。いかなる状況であっても資格喪失日以降に医師国保の保険証を使用した場合は、医療費の返還金が発生します。

誤った健康保険証の使用、医療費の返還金の発生を防止するために、以下の事項につきましてご確認ください。

資格喪失する方への説明

退職する方に対し、資格喪失日以降は医師国保の健康保険証を使用できない旨のご説明をお願いいたします。

新しく加入した保険証が手元に届かない場合でも、医師国保の健康保険証は使えませんので、ご注意ください。

健康保険証の添付

資格喪失日以降は、すみやかに健康保険証を回収し、資格喪失届を提出する際、必ず医師国保の健康保険証を添付してください。

資格喪失日以降に健康保険証を使用した場合

資格喪失日以降に医師国保の健康保険証を使用した場合、高額な医療費の返還金が発生します。

すみやかに受診された医療機関、調剤薬局へ連絡してください。

使用できない健康保険証を、使用した場合には、詐欺罪に問われる場合もありますので、ご注意願います。

〔注意事項〕

- 届出が資格喪失日から1カ月以上経過しているため、「資格喪失後受診に係る支払誓約書(様式13-2)」と「新しく加入した被保険者証のコピー」を添付ください。
- 喪失年月日以降医師国保の保険証を使用している場合、受診した医療機関に新しい保険証を必ず提示ください。
- 届出が資格喪失日から6カ月以上経過している場合は「保険料過誤納還付申請書(様式13-3)」も提出してください。

約諾事項

- 被保険者証の不正使用に基づく返還金の納付について責務を負うこと。
- 資格喪失後の被保険者証の返還について責務を負うこと。